

全 社 協

Action Report

平成 30 年 7 月豪雨災害
第 5 報

2018 (平成 30) 年 7 月 13 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

政策企画部 広報室 z-koho@shakyo.or.jp
TEL03-3581-4657 FAX03-3580-5721
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

※ 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨 (平成 30 年 7 月豪雨) 災害についての情報をお送りします。

全社協「平成 30 年 7 月豪雨災害福祉対策本部」(本部長 寺尾 徹 常務理事)は、本日 (13 日) 開催した会議において、三連休を前に本格化する災害ボランティア活動の円滑な実施に向けた支援体制の確保、および福祉施設・事業所等の被害・避難状況の把握・分析と利用者へのサービス提供の継続に向けた支援等について協議し、今後の取り組み方針を確認しました。

【これまでの活動状況等】(7 月 13 日 平成 30 年 7 月豪雨災害福祉対策本部)

※文責 全社協 広報室

社協・ボランティア関係

- ・ 12 日、岡山県にて、岡山県・広島県内の被災地の社会福祉協議会(社協)支援に向けた中国・九州・近畿の各ブロックの社協の幹事県による会議が開催された。
- ・ 岡山県内の社協支援は近畿ブロックが、広島県内の社協支援は九州ブロックが、それぞれ職員を派遣して支援する方針を確認した。
- ・ 愛媛県内の社協支援は徳島・香川・高知各県内の社協が、それぞれ職員を派遣して支援することとなった。
- ・ 7 月 12 日時点で、13 府県 58 市町で災害ボランティアセンターが設置されているほか、7 市町では社協ボランティアセンターにより被災者支援のボランティア活動の調整が行われている。こうした状況を視野に入れつつ、被災地の社協との連携を密にしながら連休期間中のボランティアの受け入れと円滑な活動に向けて必要な準備に取り組んでいくこととする。

社会福祉法人・福祉施設関係

〈全国社会福祉法人経営者協議会〉

- ・ 10 日から 11 日にかけて、岡山県と広島県において事務局(全社協法人振興部)職員が現地調査を行った。岡山県では、施設に甚大な被害があったためにすべての

利用者を他施設に避難させている特別養護老人ホームが 2 施設ある。

- ・うち、1 施設の利用者は、支援を申し出た複数の法人の施設に分散して避難しており、現時点では応援職員の派遣等の必要はないものの、施設の再建見通しが立たない。
 - ・それ以外の福祉施設・事業所においても施設建物への被害が多数生じており、復旧・再建、事業継続に向けた支援方策の提示が必要と考えられる。
 - ・倉敷市真備町で避難所となっている岡田小学校(避難者約 760 名)に、7 月 10 日から 3 日間、「岡山県災害派遣支援チーム」(岡山県 DWAT)の先遣隊(高齢、障害、児童等の各分野の専門職 5 名により構成)が入り、DMAT、県保健師チーム等と連携し、福祉ニーズの聞き取り、要配慮者リスト作成等を開始した。
 - ・今後、8 月 13 日まで活動を継続することを見込んで、岡山県内の福祉施設において、派遣可能な職員の調整を行っている。
-
- ・広島県では、12 日に県社協、県経営協、県老協等の関係者による今後の対応に向けた協議が行われた。
 - ・これまでのところ、生活物資の不足に対応するため、施設関係者により個別に応援物資を送り届ける等の支援が行われている。しかし、呉市については、被害の大きさから法人・福祉施設の現状把握が十分進んでいない状況である。
 - ・全国経営協では、同協議会の中国・四国ブロック協議会による被災各県の施設の状況と当面の支援ニーズのとりまとめを受けたうえで、対応方針を整理する予定としている。

〈全国社会就労センター協議会〉

- ・広島県内の会員施設の被災状況を確認したところ、人的な被害はなかったものの、施設建物・設備、生産機器等への被害のほか、ライフラインの不通や物流の不全によって施設運営に大きな影響が生じている。
- ・また、通所できない利用者や通勤できない職員が複数みられる施設・事業所も多数報告されている。

〈全国救護施設協議会〉

- ・広島県内 2 施設において、発災当初、断水と物流が滞ったものの、備蓄品(食料・水)で対応した。すでに、物流が回復してきたため他施設からの応援は必要ない状況である。

〈全国母子生活支援施設協議会〉

- ・広島県内 2 施設において、断水による飲料水の不足が報告されていたが、他ブロ

ックや近隣施設からの支援もあり、施設機能は維持されている。断水は16日に復旧する見込みだが、飲料水として使用できるまでにはさらに数日かかるとのこと。その間は、給水車対応となる。

〈全国保育協議会〉

- ・ 引き続き、各都道府県・市保育組織を通じて、会員の被災状況の把握を進めている。これまでに、岡山県、広島県、愛媛県を中心に、床上浸水や断水による休園が多数発生したことが報告されている。

民生委員・児童委員関係

- ・ 被災地では、それぞれの地域を担当する民生委員・児童委員自身が地域の高齢者等の安否確認や避難者支援にあたっている。
- ・ 岡山県民生委員児童委員協議会では、被災住民に対して水や食料を届ける準備を進めている。
- ・ 広島県民生委員児童委員協議会では、大規模災害発生時のマニュアルに基づいて7月9日に第1回災害対策会議を開催して今後の取り組み等について協議を行った。
- ・ 全国民生委員児童委員連合会では、被災地の民生委員児童委員協議会(民児協)が行う被災者支援活動を支援するため、「災害救援活動支援金制度」に基づく支援金を送金することとして準備を進めている。

○被災地の災害ボランティアセンター等の状況

現在、13 府県の 58 市町で災害ボランティアセンターが設置されています。

また、8 市町では、社協ボランティアセンターにおいて被災者支援のボランティア活動が行われているほか、1 市で災害ボランティアセンター設置準備の準備が進められています。

被災各府県・指定都市の災害ボランティアセンター等設置状況（7月12日時点）

※ 赤字は、第4報からの変更か所

府県	実施数	災害ボランティアセンター設置自治体	備考
岐阜県	2	関市、下呂市	
京都府	7	福知山市、与謝野町、宮津市、綾部市、亀岡市、舞鶴市、京丹波町	
兵庫県	1	丹波市	宍粟市(社協ボランティアセンターで支援)
鳥取県	1	智頭町	
島根県	3	江津市、川本町、美郷町	
岡山県	9	岡山市(北区、東区)、倉敷市、総社市、高梁市、井原市、笠岡市、矢掛町、新見市、浅口市	真庭市、玉野市(社協ボランティアセンターで支援)
広島県	18	広島市(南区、東区、安佐北区、安芸区)、福山市、呉市、三原市、東広島市、竹原市、江田島市、海田町、世羅町、坂町、熊野町、尾道市、府中市、安芸高田市、府中町、庄原市、三次市、大崎上島町	大竹市(設置準備中)
山口県	3	周南市、光市、岩国市	
愛媛県	6	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、鬼北町、松野町	松山市、八幡浜市、上島町
高知県	3	安芸市、宿毛市、大月町	
福岡県	4	福岡市(西区西稜校区)、久留米市、飯塚市、嘉麻市	北九州市(社協ボランティアセンターで支援)
佐賀県	1	基山町(終了)	
大分県			国東市(社協ボランティアセンターで支援)
合計	58		

○被災地でのボランティア活動について

・ 各災害ボランティアセンターのホームページにより最新情報を確認してください

ボランティアの募集人数や参加人数については、常に変動していますので、各センターのホームページ等でご確認ください。報道で紹介されている地域以外でも、多くのボランティアが必要とされている場合があります。

また、ライフラインの回復状況や支援ニーズの変化により、災害ボランティアセンターにおけるボランティアの募集範囲(県内、市内在住者に限る等)も変化します。

・ 「自己完結」のボランティア活動への周知をお願いします

ライフラインが復旧していない地域も多く、被災地では食料・飲料水等の確保が難しいことから、ボランティア活動に必要な物品等は、ボランティア自身の責任であらかじめ用意いただいたうえで、参加いただく等の周知をお願いいたします。

また、ボランティア活動の服装等については、次を参照してください。

<https://www.saigaivc.com/volunteers/十分な準備/>

・ ボランティア活動保険に加入するよう周知してください

ボランティア活動を行うご自身のために、自宅最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入し、加入した証明(加入証など)を持参して現地に向かうようにしてください。

ボランティア活動保険は、自宅と活動場所の往復途上も補償されます。被災地では混乱も想定されますので、必ず加入してください。

なお、今年度、すでにボランティア保険に加入されている際には、重複での加入は不要です。

<https://www.saigaivc.com/>

(全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター ホームページ)

被災地社協の動き（7月12日時点）

「ボランティア募集中」 ◎：募集範囲を限定せず ○：募集範囲を限定

※ 赤字は、第3報からの変更点

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	センター設置	災害ボランティアセンターで支援	社協ボランティアセンター設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
岐阜県							
関市	○			○			市内・近郊の方
下呂市	○			○			市内在住の方
京都府							
福知山市	○			◎			
与謝野町	○			○			町内在住、在勤の方
宮津市	○			◎			
綾部市	○			○			市内、市外の方
亀岡市	○			○			依頼時、即応可の方を登録
舞鶴市	○			◎			市内、市外の方、事前申し込み
京丹波町	○			○			町内在住の方
兵庫県							
丹波市	○			○			市内在住・在勤の方
宍粟市		○					
鳥取県							
智頭町	○			○			町内在住の方
島根県							
江津市	○			○			県内在住、16歳以上の方
川本町	○					○	14日午前中で閉鎖
美郷町	○			○			県内在住、16歳以上の方
岡山県							
岡山市	○			○			市内在住、在勤、在学の方
倉敷市	○			○			市内在住の高校生以上(~13日)
総社市	○			◎			

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
高梁市	○			◎			
井原市	○			○			市内在住、在勤の方
矢掛町	○			○			11～16日まで募集
笠岡市	○			◎			
新見市	○			○			市内在住の方
浅口市	○					○	社協に登録している者で支援
真庭市		○					
玉野市		○		○			ホームページをご参照ください
広島県							
広島市	○			○			ホームページをご参照ください
福山市	○			○			13～16日の活動は受付終了
呉市	○			○			市内在住の方
三原市	○			◎			
東広島市	○			○			市内在住、在勤、在学の方
竹原市	○			○			市内在住、在勤、在学の方
江田島市	○			◎			
海田町	○			○			町内、広島市安芸区の方
世羅町	○			○			町内在住の方
坂町	○			○			
熊野町	○			○			町内在住の方
尾道市	○			○			市内在住、通勤、在学の方
府中市	○			○			ホームページをご参照ください
大竹市			○				
安芸高田市	○			○			市内在住の方
府中町							避難勧告発令中のため中止
庄原市	○			○			ホームページをご参照ください
三次市	○			○			市内在住、在勤の方

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
大崎上島町	○			○			町内在住、在勤の高校生以上
山口県							
周南市	○			○			
光市	○			○			県内在住高校生以上の通える方
岩国市	○			○			山口県、広島県在住の通える方
愛媛県							
今治市	○				○		
宇和島市	○			○			ホームページをご参照ください
大洲市	○			○			県内、近県(徳島、香川、大分、宮崎)の方
西予市	○			○			
鬼北町	○			○			町内在住の方
松山市		○		○			市内在住の方
上島町		○		○			町内在住の方
八幡浜市		○		○			市内在住の方
松野町	○			○			町内在住の方
高知県							
安芸市	○			○			
宿毛市	○			○			県内在住の方
大月町	○			○			県内在住の方
福岡県							
福岡市						○	ホームページをご参照ください
北九州市		○		○			市内在住、在勤の方
久留米市	○			○			県内の方
飯塚市	○			○			市内・近隣在住の方
嘉麻市	○			○			事前登録の上、順次ご案内

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	センター設置	災害ボランティアセンターで支援	社協ボランティアセンター	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	
佐賀県							
基山町	○						10日で終了
大分県							
国東市		○		○			市内在住の方(1日20名程度)

■ 厚生労働省による関係通知等の発出状況（7月13日）

（○：追加した通知等）

- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について(事務連絡/7月6日)
- 子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)(事務連絡/7月6日)
- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について(事務連絡/7月7日)
 - ※ 7月9日付で、全国社会福祉法人経営者協議会等に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(事務連絡/7月9日)
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る障害者(児)への相談支援の実施等について(事務連絡/7月9日)
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について
 - (事務連絡/7月9日)
- 災害により被災した保育所等への対応について(事務連絡/7月9日)
 - ※ 7月9日付で、全国保育協議会、全国保育士会に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(事務連絡/7月9日)

- 災害により被災した要保護児童等への対応について(事務連絡/7月9日)
 - ※ 7月9日付で、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会にそれぞれ協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて(事務連絡/7月9日)
- 平成30年(2018年)台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて(事務連絡/7月9日)
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
(事務連絡/7月9日)
- 平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について(事務連絡/7月10日)
- 平成30年7月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について
(事務連絡/7月10日)
- 平成30年7月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて
(事務連絡/7月10日)
- 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について(事務連絡/7月10日)

- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて(事務連絡/7月10日)
- 平成30年7月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて
(事務連絡/7月11日)
- 平成30年7月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について(事務連絡/7月11日)
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害により被災した要援護者への対応及び被災地の社会福祉施設への支援について(事務連絡/7月12日)